

教皇ウルバヌス 8 世の教令「天上のイェルサレムの市民」と列聖手続きの歴史

渡 邊 浩

はじめに

今日、列聖手続きはローマ教皇（ヴァチカン）が行うものという通念に疑いを挟む者はいないだろう。とはいえ、歴史的に見れば、キリスト教の始まりからローマ司教（教皇）が諸教会を束ねる立場にあったわけではなく、したがって列聖手続きもカトリック教会や教皇権の歴史とともに生まれてきた制度である。

列聖手続きの歴史を振り返る際、時代区分の点からいくつかの画期が想定される。列聖の権限を教皇が掌握している現状から振り返れば、993 年¹、1170 年²、1234 年³、1588 年⁴、1625 年あるいは 1634 年⁵、1917

¹ 教皇ヨハネス 15 世 (985-996) がアウクスブルク司教ウルリッヒを列聖した年で、列聖の教書が残る最古の事例とされている。

² 教皇アレクサンデル 3 世 (1159-81) が列聖権が教皇にあることを表明したとされる書簡「アウディーウィムス」と関連づけられている年。書簡の正確な年代が不明で 1170 年頃とされている。

³ 『グレゴリウス 9 世教令集』が出された年で、アレクサンデル 3 世の「アウディーウィムス」がこれに採録されたことで、教会法としての効力を獲得したとされる。

⁴ 教皇シクストゥス 5 世 (1585-90) によって、列聖を取り扱う「儀礼聖省」が設立された。

⁵ ヘルトリングは手続きの漸次的発展を重視する立場だが、画期として取り上げられる可能性の一つとしてウルバヌス 8 世の一教令が発せられた 1625 年を挙げる。これを繰り返す形で 1634 年に出されたのが「天上のイェルサレムの市民」である。拙訳、ルートヴィヒ・ヘルトリング（イエズス会）

年⁶、1983年⁷などが挙げられよう。本稿では、上に挙げた年代の一つ、1634年（7月5日）に発せられた教皇ウルバヌス8世（1623-44）の教令（使徒憲章）「天上のイェルサレムの市民」を試訳し、これを手がかりに列聖手続きの歴史を振り返ってみたい。

1. 教皇ウルバヌス8世以前の列聖のあり方

試訳および検討に先立ち、以下では主に列聖（聖人認定）を行う主体という観点から、この手続きの歴史を略述しておく⁸。

聖人（殉教者）崇敬の起源は、ローマ帝国においてキリスト教が未だ

「列聖手続きの歴史に関する諸問題」『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』第19号（2020年）、20-21頁。これ以外にも同教皇は、ローマへの申請から手続きの開始までに10年の期間を設ける規定（1624年9月18日）、神の僕の死後50年以内に手続きについて論ずることを禁止する規定（1627年11月20日）、守護聖人の選択に関する規定（1630年3月23日）の他、聖遺物の取り扱いや従うべき手続きについてなど、数通の教令を発しており、それらのうちで最も重要とされるのが本教令である。Congregatio de causis sanctorum (a cura di V. Criscuolo, D. Ols, R. J. Sarno), *Le cause dei santi: sussidio per lo studium*, Città del Vaticano, 2014, pp. 172-175. 本書は、列聖省が列聖手続き従事者養成のために開設した studium のテキストとして作成された。

⁶ この年に『カトリック教会法典』が出され、第1999条から第2141条において列聖手続きが扱われている。レイジ・チヴィスカ訳『カトリック教会法典』有斐閣、1962年、720-767頁。

⁷ この年に旧『教会法典』を廃して出された『カトリック新教会法典』は、その第1403条第1項で「神のしもべたちの列聖手続は、教皇特別法の規定による」と述べるが（日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会訳『カトリック新教会法典』有斐閣、1992年、754-755頁）、その特別法にあたる使徒憲章「ディウイス・ペルフェクティオーニス・マギステル *Divinus Perfectionis Magister*」(*Acta Apostolicae Sedis*, 75 (1983), pp. 349-355.) は、法典と同日の1月25日に公布された。

⁸ さしあたり、以下を参照。前掲拙訳、ヘルトリング「列聖手続きの歴史に関する諸問題」、拙稿「列聖手続きの歴史的展開」『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』第2号（2001）、33-58頁。E. Kemp, *Canonization and Authority in the Western Church*, New York, 1980.; H. Misztal, *Le cause di*

公認を受けていなかった2世紀に遡るが⁹、聖人を認定する行為は、当初は主として真の殉教者を確認する行為、すなわち誤謬が典礼に入るのを防ぐ措置としての傾向をもって始まった。迫害の時代が終わると、並外れた徳行や奇跡能力で人々の崇敬を集めた証聖者が出現したが、教皇権が確立する以前の教会において、殉教者や証聖者の真正性の確認に当たったのは、典礼を監督する立場に立つ各地の司教や、司教たちが集まって開催した教会会議であった¹⁰。また、司教が主導した聖人の認定は、主に、当該人物の亡骸を典礼によりふさわしい場所へ儀式をもって移す移葬という形態をとった¹¹。

フランク王国のカール大帝（王位 768-814, 帝位 800-814）は、西欧での数世紀にわたるキリスト教伝道を背景として、キリスト教帝国の建設

canonizzazione: storia e procedura, Città del Vaticano, 2005.; *Congregatio de causis sanctorum, op. cit.* また、列聖手続きの歴史の背景をなす教皇権の発展については、邦訳で読める文献として以下の2冊が有益である。G・バラクロー（藤崎衛訳）『中世教皇史 [改訂増補版]』八坂書房, 2021年。B・シンメルペニヒ（甚野尚志・成川岳大・小林亜沙美訳）『ローマ教皇庁の歴史』刀水書房, 2017年。

⁹ 聖人崇敬の起源として必ずと言って良いほど引き合いに出されるのが、2世紀の半ば、アントニヌス・ピウス帝治下に殉教を遂げたスミュルナ司教ポリュカルボスの事例である。信者たちが殉教者の墓所に集まり殉教日を天国の誕生日（*dies natalis*）として祝ったり、遺骨（聖遺物）を「宝石よりも貴重で金以上にすばらしい」ものとして崇敬するなど、後の聖人崇敬の基本的要素が指摘される。土岐正策・土岐健治訳『殉教者行伝』教文館, 1990年, 15頁。 *Congregatio de causis sanctorum, op. cit.*, p. 132.

¹⁰ 後に影響力を及ぼしたのは、4世から5世紀にかけて北アフリカのドナティスト派異端に対抗して出された決議であった。第五カルタゴ教会会議（401年）決議第15条は、素性が不明だったり、情報の出所が夢だったり、不確かな殉教者のために建てられた記念堂や祭壇の破壊を命じている。この決議は、奇跡よりも生前の徳行を重視する調査志向へと繋がってゆく。拙稿「列聖手続きの歴史的展開」41頁。

¹¹ A. Amore, “La canonizzazione vescovile”, *Antonianum*, 52 (1977), pp. 231-266. 拙訳、ヘルトリング「列聖手続きの歴史に関する諸問題」21-24頁。また、初期の移葬の代表例として、386年にミラノ司教アンブロシウスが行った殉教者プロタシウスとゲルヴァシウスの移葬があるが、これもアリウス派異端との対抗を意識してなされていることは忘れられてはならない。

を目指した¹²。帝国のキリスト教化において聖人崇敬も重要な役割を果たすが、崇敬の奨励は当然のこととして規制も伴う。カールは聖人崇敬の悪弊を防ぐ措置として、教会会議の決議などを通して一連の法令を発した¹³。キリスト教帝国建設のための施政方針をなす『一般訓令』（789年）第42章は、偽殉教者を警戒した第五カルタゴ教会会議（401年）決議第15条を再録する。フランクフルト教会会議（794年）決議第42条は、聖人を「受難という権威と生前の功德によって選ばれた」者と主張する。さらに、マインツ教会会議（813年）決議第51条は列聖（この段階では移葬）の主体を「君主や司教の助言や、聖なる教会会議」としている。以後、司教が、場合によっては会議に参集して、奇跡録と伝記を調査資料として列聖を行うことが列聖手続きの典型的な形態となる。さて、決議に対する権威や周知度を高めようとするならば、会議は大規模で盛大であることが望ましく、この延長上で教皇の関与が求められるようになったとも考えられる¹⁴。

列聖教書という史料が現存しているという点で、教皇が行った最初の列聖と見なされているのが、993年に教皇ヨハネス15世（985-996）によって行われたアウクスブルク司教ウルリッヒの列聖である。列聖教書の記述によれば、これはアウクスブルク教会からの働きかけによって実現した。ウルリッヒの三人目の後継司教リウトルフがラテラノでの会議に出席した折に、伝記と奇跡録を提示して列聖を求めたのである。教皇の関与を除けば、従来の会議による列聖とも見なされる。また、これは教皇権の上昇をもたらしたグレゴリス改革以前の出来事である。グレゴ

拙稿「列聖手続きの歴史的展開」38-39頁。

¹² カール大帝による帝国のキリスト教化やそれが民衆信仰にもった影響については、以下を参照。五十嵐修『地上の夢 キリスト教帝国』講談社、2001年。秋山聰『聖遺物崇敬の心性史 西洋中世の聖性と造形』講談社、2009年。多田哲『ヨーロッパ中世の民衆教化と聖人崇敬』創文社、2014年。また、P.ギアリはカロリング帝国の急速な解体にもかかわらず、聖人崇敬に関するカール大帝の政策が影響力を保ち続けたことを指摘している。P. J. Geary, *Furta Sacra: Thefts of Relics in the Central Middle Ages*, Princeton University Press, 1978, p. 19.

¹³ 拙稿「列聖手続きの歴史的展開」43頁。

¹⁴ E. Kemp, *op. cit.*, p. 62.

リウス改革の起源を語る際、伝統的にロートリンゲン地方の諸修道院やクリュニー修道院など、修道院改革との関係が問題にされてきたように、諸教会が教皇権へと向かう動向の中で生じていることに留意すべきである¹⁵。

さて、教皇権はこのウルリッヒの一件をもって列聖を自らの専権事項と見なしたわけではない。教皇による列聖と従来の司教や地方教会会議による列聖との併存状態がしばらく続く。むしろ注目されるのは、グレゴリウス改革期に入ってから列聖権に対する諸教皇の態度が曖昧なのに対し、列聖の権限を教皇に帰す意見が諸教会の側から出ていることである¹⁶。そして、ようやく教皇の側から出たとされる主張が、教皇アレクサンデル3世(1159-81)の「アウディーウィムス」である。しかし、この文書は1234年の『グレゴリウス9世教令集』への収録をもって法的地位を持つようになったというのが今日の認識であり、教皇が独占的列聖権を自らに留保した年としても1234年が受け入れられている¹⁷。周知の通り、教皇グレゴリウス9世(1227-41)は、アルビジョワ十字軍の後に異端審問を創設した人物であり、聖人崇敬の統制と異端の抑制がコインの両面であることが連想される¹⁸。カルタゴ教会会議の決議やカール大帝時代の法令に見られるように、列聖手続きが古代以来、異端との対抗や信仰の統制との関わりの中で形成されてきたことを考えれば、両者の関係が列聖手続きの歴史に底流として流れていることは容易に察せら

¹⁵ グレゴリウス改革の起源については、野口洋二『グレゴリウス改革の研究』創文社、1978年、57-78頁を参照。

¹⁶ S. Kuttner, “La réserve papale du droit de canonisation”, *Revue historique de droit français et étranger*, 17 (1938), pp. 188-190.

¹⁷ 1917年の『カトリック教会法典』では、教皇による列聖権の独占的留保はまだアレクサンデル3世に帰されている(第2125条)。しかし、今日では列聖省でも1234年を受け入れられており、この修正に貢献したのは、上記のクットナーの研究である。確かに、法的な確認としては、グレゴリウス9世期が重要であるが、そこに至るまでの教皇による列聖という実務の蓄積も重要であろう。拙稿「ローマ教皇権と聖人崇敬」『歴史評論』No.690、2007年、14-27頁。

¹⁸ P. Burke, “How to be a Counter-Reformation Saint”, *The Historical Anthropology of Early Modern Italy*, Cambridge University Press, 1987, p. 48.

れよう。実際、グレゴリウス9世の時代以前から、一連の列聖教書のなかにも「異端の抑圧」に関する表現がたびたび現れている¹⁹。『グレゴリウス9世教令集』に収められた「アウディーウィムス」は教皇インノケンティウス4世(1243-54)と枢機卿ホスティエンシスという二人の教会法学者による注釈を通して、教皇の列聖権の根拠としての地位を確立する²⁰。一方で、司教による地方的な崇敬の承認を禁止するような現実的措置は取られなかった。

教皇の列聖権は教会大分裂と宗教改革期の時代に挑戦を受けた。アヴィニオンからローマに戻った教皇グレゴリウス11世(1370-78)の死後に生じた教会大分裂は、ようやくコンスタンツ公会議(1414-18)で解決をみたが、この間の混乱は列聖手続きにも反映されている²¹。また、ルターによって始められた宗教改革は、聖人崇敬ばかりか教皇権そのものへの挑戦であり、1523年以後半世紀余りにわたる列聖の中断が示すように、教皇権は列聖に対して意欲を失い慎重な態度をとったと思われる²²。

宗教改革からの外圧に対して、教皇権の回復の大きな契機となったのは教皇パウルス3世(1534-49)によって認可されたイエズス会の設立(1540)とトレント公会議(1545-63)の開催である。同公会議は、原罪、義認、聖体、秘跡等、カトリックの教義の再確認と、聖職者のモラルの改善を目指した組織・制度的改革の立案によって自己刷新を果たしたが、聖人崇敬の問題は最終の第25会期において扱われた。ここでは、聖人

¹⁹ 拙稿「ローマ教皇権と聖人崇敬」24頁。

²⁰ *Congregatio de causis sanctorum, op. cit.*, pp. 167-168.

²¹ スウェーデンの聖ビルギッタは分裂期のローマ側教皇ボニファティウス9世(1389-1404)によって列聖されたため、コンスタンツ公会議でその合法性に疑義が出され、教皇ヨハネス23世(1410-15)による列聖のやり直しがなされた。しかし、教会大分裂の解決後、ボニファティウス9世による列聖の正当性は教皇マルティヌス5世(1417-31)によって確認された。E. Kemp, *op. cit.*, pp. 129-130. また、コンスタンツ公会議で列聖された人物として聖ロックと枢機卿ルクセンブルクの聖ペトルスがいるが、後者については教会分裂の解決後、教皇エウゲニウス4世(1431-47)によって疑義が出されたともされる。Congregatio de causis sanctorum, *op. cit.*, p. 169; E. Kemp, *op. cit.*, pp. 131-132.

²² P. Burke, *op. cit.*, p. 49.

の取り次ぎ、聖遺物、聖画像の救いへの有効性が確認された。また、これらの使用に迷信や道義・品位の欠如など悪弊が入ることに注意を促し、監視の役割を司教に与えた²³。

トレント公会議の終了後、課題となったのは決議の実施である。その一環として、1588年、教皇シクストゥス5世(1585-90)によって、行政機構の改革が行われ、教皇領の世俗的管理を扱う六つの聖省とともに、異端審問、禁書目録の作成、公会議が定めた改革の実行、司教の統率、典礼や聖人崇敬に関わる問題など、教皇の霊的職務に関わる九つの聖省が設立された²⁴。そのうちの五番目に置かれたのが儀礼聖省(Congregatio pro sacris ritibus et caeremoniis)で、秘跡や聖務の執行とともに聖人の崇敬と列聖にも従事した²⁵。この聖省の創設に少し先んじて教皇による列聖が再開される。1588年、列聖の再開を飾ったディエゴ・デ・アルカラはフランチェスコ会士であったが、対抗宗教改革の底流にカトリック改革があったように、イグナティウス・ロヨラ(1556年没、1622年列聖)、フランシスコ・ザビエル(1552年没、1622年列聖)、カルロ・ボッローメオ(1584年没、1610年列聖)、フィリッポ・ネリ(神愛オラトリオ会創設者、1595年没、1622年列聖)、アヴィラのテレサ(女子跣足カルメル会の創設者、1582年没、1622年列聖)ら、新しい修道会の創設者やメンバーあるいは改革者のなかに、多くの聖人候補者が見いだされたであろう²⁶。

ウルバヌス8世の教令「天上のイエルサレムの市民」が出されたのは、このようにトレント公会議後の教皇による列聖の再開の時代にあたる。同教皇がベルニーニのパトロンとして知られているように、教会の支援

²³ デンツィンガー、シェーンメッツァー(A・ジンマーマン監修、浜寛五郎訳)『カトリック教会文書資料集』エンデルレ書店、1988年、315-316頁。

²⁴ E. Duffy, *Saints and Sinners: A History of the Popes*, Yale University Press, 1997, p. 222.

²⁵ Congregatio de causis sanctorum, *op. cit.*, p. 171.

²⁶ 対抗宗教改革の時代に好まれた聖性のモデルについては以下を参照。P. Burke, *op. cit.*, pp. 48-61. R. Po-chia Hsia, "Counter-Reformation Saints", *The World of Catholic Renewal 1540-1770*, Cambridge University Press, pp. 122-137.

を受けたバロック美術においては、再確認されたカトリックの教義が盛んに主題として取り上げられた²⁷。1600年には聖年が祝われ多くの巡礼がローマを訪れた。新たな聖人も加わって、聖人崇敬がいつそう盛んになった時代であった。

2. 「天上のイエルサレムの市民」(試訳)²⁸

天上のイエルサレムの市民は、彼らの栄光ある誕生を神聖にして母なる教会が喜びとしている者たちであり、地上において彼らが信仰厚い男女の信者に崇敬されているのはこの聖なる使徒座の働きによってであるように、神慮により戦う教会を指導すべく置かれたローマ教皇にふさわしいことは、神の家の名誉に対するその特別な熱意によって、聖性や殉教の評判あるいは噂をもって死去した者たちの記念あるいは崇敬に対し、前述の使徒座に諮ることなく、いかなる新奇も持ち込まれることのないよう注意を払うことである。

他方で、確かに我々は、聖性や殉教の評判あるいは噂をもって死去した崇敬すべき者たちに忍び込み、また忍び込むのを止めていなかった悪弊に注意深く気を留めている。これらの者たちは、この使徒座から列聖の榮譽も列福の榮譽も示されていないにもかかわらず、彼らの肖像は礼拝堂や教会、また他の公的あるいは私的場所においても、光輪や光条や光輝をもって表されていた。奇跡や啓示、また彼らの取り次ぎによって神から受けた他の恩恵が、彼らが為した行いを記した書物で語られてい

²⁷ この時代の美術作品によるカトリックの教義の擁護については、エミール・マール(柳宗玄、荒木成子訳)『ヨーロッパのキリスト教美術(下)12世紀から18世紀まで』岩波書店、1995年を、また、バロック美術に対する諸教皇のバトロネージについては、石鍋真澄『教皇たちのローマ』平凡社、2020年を参照。

²⁸ 今回試訳の底本に用いたのは Benedetto XIV (Prospero Lambertini), *La beatificazione dei servi di dio e la canonizzazione dei beati*, II/2, Città del Vaticano, 2013, pp. 504-513 である。本書は4巻から成る大著 *De servorum Dei beatificatione et beatorum canonizatione*, Patavii, 1743 の羅伊対訳本で、各巻とも二分冊で出版されている。

た。また、彼らの墓には、恩恵を受けた証拠となるよう、奉納画や肖像や他の物が、さらに灯明や灯火も置かれていたのである²⁹。

それゆえに、我々は司牧職の義務に従ってこの種の悪弊を阻止しようと願い、我々の敬うべき兄弟である聖なるローマ教会の枢機卿たち、すなわち普遍的キリスト教国における異端の邪悪に対し同座から総審問官として特に定められた者たちと、この問題を協議し、熟慮し、議論した後、これら枢機卿たちの助言を得て、1625年3月13日に、以下のように宣言し、定め、決定した。聖性あるいは殉教の評判（それがいかに大きいものであれ）をもって死去したいかなる人物のものであれ、肖像や前述の他の物、また崇敬や表敬を表したり指し示したりする他のいかなる物も、礼拝堂や公的・私的場所に、あるいは在俗の教会にも、修道院、修道会、組織、団体、結社の律修の教会にも、彼らが使徒座から列聖され、あるいは福者と宣言される以前には、置かれてはならない。また、（もし据えられた物があれば）、それらが直ちに撤去されるよう我々が命じた通りに、取り除かれねばならない。

さらに同様に、我々は今後以下のように禁じた。すなわち、いわゆる聖性や殉教の評判あるいは噂をもてはやされた者たちについての書物、行いや奇跡や啓示、あるいは彼らの取り次ぎによって神から得られたかのようないかなる恩恵をも含むような書物が、裁治権者の承認や承諾なしに出版されてはならない。裁治権者はこれらの調査にあたって神学者や他の信仰厚く学識ある者たちに相談しなければならない。それから、このように重要な事柄において、欺瞞や誤謬や他のいかなる新奇も混乱

²⁹ Alias siquidem Nos sollicite animadvertentes abusus, qui irrepserant et irrepere non cessabant in colendis quibusdam cum sanctatis aut martirii fama vel opinione defunctis, qui etsi neque Canonizationis neque Beatificationis honore insigniti essent ab eadem Sede, eorum tamen Imagines in Oratoriis atque in ecclesiis aliisque locis publicis atque etiam privatis, cum laureolis aut radiis seu splendoribus proponebantur, miracula et revelationes aliaque beneficia a Deo per eorum intercessionem accepta in libris rerum ab ipsis gestarum enarrabantur, et ad illorum sepulcra tabellae, Imagines et res aliae ad beneficia accepta testificanda, et lampades et alia lumina apponebantur; [Benedetto XIV (Prospero Lambertini), *op. cit.*, pp. 504-505.]

も犯されることのないよう、調査した問題を使徒座に伝え、その返答を待たなければならない。

確かに、これらの人物の生涯や行いを含む書物に書かれた啓示や奇跡や前述の他の恩恵は、それらの書物がこうした承認や承諾なく出版された限り、我々は決して承諾されたものと認めないよう望み、命じた。

我々は以下のことを許さず、禁じた。すなわち、前述のように、裁判権者からきちんと得るべき、そして使徒座へと伝えた上で得るべき承認なしに、蠟や銀や他のいかなる素材からであれ、描かれたり造られたり彫られたりした奉納画や肖像が、この者たちの墓所に掛けられたり掲げられたりしてはならず、また灯明や他のどんな灯火も灯されてはならない。

また我々は次のように宣言する。我々は上述の規定によって、教会の共通理解や記憶の及ばない時の経過によって、あるいは教父や聖なる人々の著作によって、あるいは前述の使徒座や裁判権者の長期にわたる認識や寛大によって称揚されている者たちに、いかなる点でも損害を与えようと望んだのではなかったし、またそう意図したものでもなかった³⁰。

そしてその後、同じ1625年の10月2日に、ある者たちから、将来に奉納されるかもしれない奉納画や肖像を受け取ること、また以前に奉納された物を保管することは許されるのかという疑問が出されたことを聞き知った。それゆえに、我々としては忍び込んだと思われる悪弊を阻止することによって、神の慈悲にかなってその聖性が並外れた業で示された者たちが地上で栄光へと至るより確かな道を準備しようと願っているだけなので、直ちに同じ枢機卿たちとその問題を協議し、彼らの同様の助言を得て、次のように表明した。すなわち、我々が決して禁止しなかったように、このような奉納画や肖像の奉納や受領を禁ずることは我々の

³⁰ Decrarentes, quod per suprascripta praeiudicare in aliquo noluimus, neque intendimus iis, qui aut per communem Ecclesiae consensum, vel immemorabilem temporis cursum, aut per Patrum, virorumque sanctorum scripta, vel longissimi temporis scientia ac tolerantia praefatae Sedis Apostolicae vel Ordinarii celebrantur. [*Ibid.*, p. 506.]

意図ではなかった、と。かくして、後にいかなる疑いの余地も残さないために、我々は次のように決定し、定めた。すなわち、だれかがある教会や礼拝堂や在俗あるいは律修の他の公的な場所に奉納画や肖像を持って行くたびに、まただれかが、殉教や聖性の評判をもって死去したもののまだ聖人や福者のうちに登録されていない者たちの取り次ぎによって願いがかなえられたと報告するたびに、教会や前述の場所の管理を委ねられた聖職者は、描かれたものであれどんな素材で作られた物であれ、奉納画や肖像を、また恩恵が得られた証拠となる他の物をも、奉納者や他の関係者の証言とともに受け取ってよい。また、裁治権者にはすべて速やかに報告されねばならないが、彼らの承諾を得て、教会の場所とは別の秘密の場所に保管し、またその同じ場所に既に取り外された物を置いて保存してもよい。それは、もし主がこのような者たちの功績を列福や列聖の榮譽で飾ろうと望まれたとき、このような聖性のどんな証拠でも、その聖性が使徒座の判断によって調査されるべく残されるためである。

さらに最後に、これらの教令が疑いなく守られ、また完全に実行されるように、同じ枢機卿たちとこの問題をともに協議し、また彼らの助言を得て、我々は前述のことに、以下のように付け加え、定め、決定し、宣言した。すなわち、今後、裁治権者たちのだれも、また使徒座から特にこのために委任を受けた者たちのだれも、聖性や殉教の評判あるいは噂をもって死去した男女の奇跡や啓示やこの種の聖性の香りを漂わせる他の事柄について、以下のような場合でなければ、いかなる方法によってであれ新たに情報を得てはならず、あるいは訴訟を開始してはならず、あるいはそれまでに受け取った情報や開始した訴訟をそれ以上進めてはならない、と。すなわち、まず列聖調査請願人が法的に正しく受け取った証拠によって、その者の人物や奇跡や啓示や他の聖性を示すような行いについて取り扱い、我々の前述の教令で指示された形式が完全に守られたことが確認されたと報告しなければならない。またそれに続いて、同じ裁治権者あるいは使徒座から特にこのために委任を受けた者が、その同じ人物について注意深く調査し、前述の教令について決して違反がなかったと然るべく宣言しなければならない。

また、このことが破られることなく遵守されるよう、我々はさらに次

のよう定め、決定した。すなわち、どこからであれローマに送られて来るこの種の訴訟は、Congregatio sacroum rituum 典 礼 聖 省 の秘書官によって、ましてや証聖官³¹Promotor Fideiによっても、以下のような仕方ではなければ決して開始されてはならない。まず典礼聖省自体において、これとは別にもう一つの合法的な訴訟が提起された上で、その結果から、裁治権者あるいは使徒座によってこのために特別に委任を受けた者が、適切かつ正しく、先に述べたように、前述の教令に対して決して違反がなかったことを承認し宣言したことが十分に確知されなければならない。そして次に、それらの訴訟を開始する権限が我々から承諾されなければならない。

さらに、前述の教令にある極めて長い期間あるいは記憶の及ばない時の経過は、百年の範囲を超える期間と理解される、と我々は宣言した³²。

そしてこれらについて、またこれらの教令において指示され規定された下記のことすべてについて何か困難が生じた場合は、我々は各地の裁治権者たちであれ使徒座から委任を受けた者たちであれだれに対しても、すべてを説明する完全な権限を認めなかった。そして彼らがそれについて使徒座に助言を求め、そして使徒座から返答を待つよう、また場合によっては先に発せられた教令に詳しく書かれていることに従って行動するよう命じた。

それゆえ、主とともに我々に可能な限り、前述の教令が破られることなく守られるよう配慮することを願って、自らの意図をもって、また我々の確かな知識と偽りのない熟慮から、また使徒の権能の充溢をもって、我々は前述の教令を、そこに書かれた一つ一つの事柄すべてとともに、本教令の主旨に即して永久に、承認し確認する。またそれらに、損なわれることのない確かさを持つ使徒の力を添える。また、この種の教令一

³¹ 手続きにおいて法や教義や道徳が損なわれないよう保証するとともに、申請者側の不備を指摘してさらなる説明を要求する任務を負う。『カトリック教会法典』（1917）に従って「証聖官」の訳語を当てていたが、「検事」を含む訳語を用いた方がわかりやすいかもしれない。Congregatio de causis sanctorum, *op. cit.*, p. 175.

³² *Insuper longissimum tempus, illiusve immemorabilem cursum, de quo in praedicto decreto, intelligi declaravimus esse tempus centum annorum metam excedens: [Benedetto XIV (Prospero Lambertini), op. cit., p. 509.]*

一つつすべてが、これと現に関わりを持ち、またどのような形であれ将来に関わりを持つてであろうすべての者たちによって完全に守られるよう、以下の罰をもって命ずる。すなわち、いかなる調査手続き、訴訟、説明も、訴訟準備とそれらの承認、公表、説明に関する前述の事前周知がなければ無効となる。かくして、事前周知がなければ、その同じ調査手続きの受理あるいは訴訟の準備、あるいはそれらの承認や公表や説明は受理されなかったこと、準備されなかったこと、承認されなかったこと、公表されなかったこと、説明されなかったことと見なされるためであり、それ以上のいかなる考慮も、どこであれいつであれ、決してなされてはならない。

また、我々がこれらの書簡と、これらに含まれていることを定めるのは、以下の理由による。すなわち、前述の事柄に、あるいはいくらかでも関心を持っている者たち、あるいはともかく関心を持っていると主張している者たちは、前述の事柄について召喚され審問を受けたが、これらの書簡が発せられる原因となった問題は、それほど十分に申し立てられ、証明されることがなく、あるいは場合によっては十分に、あるいは決して、正当化されるものではなかった。すぐに、偽証、隠蔽、無価値、不相当という過失、あるいは我々の配慮上の過失、あるいは、どれほど重大で、予想外で、本質的なものであれ、他のあらゆる不備によるためであった。あるいは、さらに以下の理由にもよる。前述の事柄、あるいはそれらのうちのいくらかの事柄において、慣習と、守り果たすべき他のあらゆることが、守り果たされなかったためである。あるいは法、決まり事、法規、慣習から何らかの形で生じている、あるいは異常な、極めて異常な、かつ全体を損ねるような他のあらゆる問題のためである。あるいは法令集にある他の口実や、正当で、合理的で、特権的によるものであれ、都合や言い訳のためである。さらに、前述の事柄の妥当性を有効とするためにどうしても表明されねばならないことのためである。あるいは以下の理由による。すなわち、我々のこのような意図や上に表明し述べた他の事柄について、どのようなかたちであれ何事も明らかにされていないからであり、公表することで、承認されること、気がつかれること、非難されること、無効とされること、取り消されること、法廷や論争へ呼び出されること、あるいは法の裁定へと戻されることが起こ

りうるためである。あるいは、それらに反対して、完全な賠償、意見の表明、法的手段や裁定の利用という救済措置や、あるいは法的、事実上の、恩恵的、正当なあらゆる措置が実行され、どのような形であれ認められることが可能となるためである。あるいは、だれかが命令や許可を利用したり、あるいは法廷の内外でそれに頼ることができるためである。また、これらの書簡が、同様のあるいは異なる恩恵の、撤回や中断や制限のように、あるいはどのような形であれ臨時になされる他の反対措置のように理解されることがないようにするためである。あるいはこれらの書簡が常にそれとは異なるものとして、そして永遠に有効で、確実に、効力を持つものとして現れ、存在し、また十全で完全な効果を獲得し持つこと、さらにこれらと関わるあるいは将来関わるであろうありとあらゆる人々によって、犯すことなく守られることを可能とするためである。

かくして、前述の一つ一つの事柄すべてにおいて、ここに述べたのと異なる仕方で判断したり、定義したりしてはならない。すなわち、司教区の判事たち、委任を受けた判事たち、また使徒の宮廷の裁判官たちによっても、聖なるローマ教会の枢機卿たち、特使たち、教皇大使たちによっても、またあらゆる裁判や訴訟においていかなる権威や権限をも行使できる他の者たちによっても。そして、その者たち、あるいはその者たちのいくらかには、別の仕方で判決したり判断したりするいかなる権限と権威が委ねられていたとしても。また、もしこれらについて、だれによってであれ、いかなる権威によってであれ、故意からであれ無知からであれ、別な判断を試みるようなことがあれば、それは無であり空虚である。

このために、敬うべき兄弟たる総大司教、首座大司教、大司教、司教、そして他の地方の裁治権者、また我々の愛する息子、使徒座の大使、至る所に所在している異端の邪悪の審問官、これらの者たちに使徒の書簡によって我々は命ずる。我々のこの書簡は、この者たちに、この者たちのだれにも、知られるところとならなければならない。各々は自らの教区あるいは教会管区で、肖像が、前述の承認なく、先に述べたしるしをもって掲げられないよう、あるいは奇跡や啓示や前述の恩恵が出版されたり、上に定めたことに反する他の行為がなされないよう注意深く監視しなければならない。一方、違反者たちを、もし彼らが修道士であるな

らば、彼らの職務剥奪の罰、選挙権と被選挙権剥奪の罰、また聖務からの解除の罰によって、しるかに在俗の聖職者であれば、同様に彼らの職務剥奪の罰、また聖務からの解除の罰、秘跡の管理と彼らの位階の職務からの解除の罰によって、また前述の裁治権者あるいは審問官の裁量により、罪の程度に応じて、他の科すべき罰をもって処罰しなければならない。

ところで、書物を印刷した者たち、あるいは肖像を描き、刻み、あるいはどのような方法であれ、造形し、形にした者たち、またどのようにであれ前述のことに違反した者たちは、前述の物をすべて失い、加えて罰金刑やさらに身体刑が、罪の重さに応じて、彼らの裁治権者あるいは審問官の裁量で科されなければならない。

違反者、あるいは反抗者、そして前述の決まりに従わない者たちはだれであれ、教会の判決や懲戒や処罰により、また法と行為による他の適切な措置によって、控訴や上告や異議申し立てのいかなる機会も奪い、必要とあれば、そのために世俗の腕の助けを借りて、抑圧しなければならない。

必要である限りは、記憶に留めるべき思い出のある我々の前任者教皇ボニファティウス8世の発令、公会議から出された二つの発令、また他の発令について、反対するいかなることも妨げとはならない。

ところで、この書簡とここに含まれるすべてが皆の知るところとなるように、まただれもそれについて不知を装うことができないように、我々は以下のように希望し、また同様に命ずる。これらの書簡がある者、あるいは我々の使者のある者たちを通じて、ラテラノ教会、都市の使徒たちの頭の聖堂、さらに使徒の文書局の扉に、またカンポ・デイ・フィオーリの目につくところに張り出され公開されねばならない。また、それらが剥がされた場合は、同じ物の写しが同じ場所に張り出されるよう送られねばならない。それらはこのように公開の日から数えて二ヶ月に渡って公けにされ張り出されることにより、関係するすべての者たちに、あたかも各々が直接通告され知らされたかのように、働きかけ、思い込ませるべきである。また、我々は以下のように望み、命ずる。それら印刷された写しは、教会の高位に就くある者の印で保証され、またある公証人の手で署名されることで、貼られて示されたときに、これらの書簡に付されたのとまったく同じ信頼が当てがわれなければならない。

1634年、我々の教皇の在位11年目の7月5日、漁夫の指輪の印璽のもと、ローマ、サンタ・マリア・マッジョーレ教会にて布告。

3. 教令の内容と要点の確認

まず、冒頭のパラグラフを確認しておこう。「天上のイェルサレムの市民」とはだれであろうか。彼らの天上（天国）への誕生を教会が喜ぶ者たちと言っているように、当然、殉教者をはじめとする聖人たちを指している。殉教者（もちろん聖人全体にあてはまる）は地上で亡くなった瞬間に天国に入る。まさしく地上での命日が天国での誕生日（*dies natalis*）となり、これが祝日の起源である。その天上の聖人たちの崇敬を促しているのは使徒座であり、したがって聖人の崇敬に悪弊が入り込まないよう注意を払うのは、戦う教会（地上の教会）を指導すべく立てられたローマ教皇である。このように、聖人崇敬に責任を負う自覚の表明とともに本教令が始まることを押さえておきたい。

それでは、再び本教令が出される直前の状況に戻りつつ³³、本教令の意義について考えて行こう。本教令では、1625年3月13日付の教令を繰り返しつつ、聖人の崇敬に忍び込んだ悪弊を禁ずる。聖性や殉教の評判のうちに死去した者であっても、使徒座から正式に聖人あるいは福者として承認される以前に聖人のしるしをもって崇敬することは、悪弊として禁ずるというものである。具体的には、その人物の肖像を光輪や光条や光輝をもって描くこと、その人物を介する奇跡や啓示や恩恵を書い

³³ この時代の教皇権と聖人崇敬をめぐる状況については以下を参照。P. Burke, *op. cit.*, pp. 48-61, 243.; R. Po-chia Hsia, "Counter-Reformation Saints", pp. 122-137.; S. Ditchfield, "Tridentine Worship and the Cult of Saints", R. Po-chia Hsia (ed), *The Cambridge History of Christianity, vol. 6 Reform and Expansion 1500-1600*, Cambridge University Press, 2007, pp. 201-224. なお、日本の二十六聖人の列福準備及び手続過程が進行したのはウルバヌス8世に至るこの時代にあたる。聖性と異端の分別や普遍的聖性と地域的聖性の差別化の問題を含め、この間の複雑な事情については、小俣ラポー日登美「聖性の創り方 いわゆる日本二十六聖人の列福過程（1627）」『HERITEX』vol.3（2020）、310-341頁を参照。

た書物を出版すること、また彼らの墓に奉納画、肖像、灯火などを置くことが禁止された。そして、これらの悪弊が起こらないよう、裁治権者（すなわち主に司教）に、神学者や学識者の助言を得て調査監督に努め、使徒座に報告し、その指示を得るよう義務づけている。聖性の評判のうちに死去した者を聖人に対するように崇敬するためには、司教を通じて使徒座から許可を得なければならない、要するに列聖は教皇権のみが持つということの再確認であった。

このような禁令は、実際にこうした非公認の崇敬が存在したことを前提とするが、その一因として教皇権の独占的列聖権の不徹底が挙げられる。教皇による普遍的聖人の列聖を認めつつも、地方的な崇敬については司教が承認を与えられるという観念が存続した³⁴。また、教皇権の側にも原因はあった。教皇権が独占的列聖権を手にしたがために生じた事態ともいえるが、諸教皇はその時々々の王侯、大学、修道会、その他の私人の要請に応じて、聖性の評判のうちに死去した人物のために、聖務やミサを挙げたり、その祝祭日を荘厳に祝うことを許可することがあった。また、特定の地域や教会に限っての崇敬を黙認した³⁵。さらに、トレント公会議後、教皇庁の聖人崇敬や列聖のあり方についても一貫性に欠けるところがあった。例えば、1586年に、イグナティウス・ロヨラの伝記が出版され、同じ年にイエズス会の総本山たるイル・ジェズ教会に彼の亡骸が移葬されている³⁶。その後、1600年には、教皇による承諾のもと、フランシスコ・ザビエルとイグナティウス・ロヨラを光輪や彼らが行なった奇跡とともに描いた版画が出版された。これらは彼らが1622年に正式に列聖される以前の措置である。また、未だ列聖されていない者たちの描き方や、公式な承認を得ていない地方的な崇敬に対する教皇権の介

³⁴ J. Brosch, *Heiligsprechungsprozess per viam cultus*, Roma, 1938, S. 6-7.

³⁵ *Ibid.*, S. 8. 教皇クレメンス8世（1592-1605）による一時的な福者聖の一時的な創設も修道会や王家による圧力への対応と考えられる。S. Ditchfield, *op. cit.*, p. 209.

³⁶ R. Po-chia Hsia, "Counter-Reformation Saints", p. 128. なお、移葬は典礼によりふさわしい場所への再葬儀とも言える措置で、教皇による列聖の普及とともに副次的な措置となったが、それ以前の中世初期において移葬は司教による列聖の中心的行為であった。

入についても、教皇庁周辺には硬軟いずれの立場からの意見も存在した³⁷。こうした状況のもと、正式に列福、列聖を受けていない神の僕の崇敬に対する規制は、すでに教皇クレメンス8世(1592-1605)とパウルス5世(1605-21)によって取り組まれていたが、彼らの教令は公表されなかったため、効力を欠いていたという³⁸。

さて、教令の内容に話を戻すと、10月2日の日付けを挙げつつ、禁令に対する問い合わせがあったことに触れている。これまで受け取った、あるいは今後受け取るかもしれない奉納画や肖像の処分に関する問い合わせであった。将来の列聖の資料として利用しうる可能性を考慮し、奉納者や関係者の証言とともに人目のつかない場所に保管して良い、というのがこの教令における使徒座からの回答である。

ところで、この禁令とこれに対する問い合わせの間に、数行であるが後の列聖手続きに大きな影響を及ぼすことになる例外的事項に関する記述がある。非公認の崇敬の禁止に対する例外措置の根拠として、教会の共通理解や長期間の伝統を持つ崇敬、あるいは教父や聖なる人々の著作に根拠を持つ崇敬や、使徒座や裁治権者からの承認を得た崇敬が挙げられている。さらに後の方では、この長い期間、記憶の及ばない期間について、百年を超える期間との説明が与えられている。

本教令は以上のように非公認の崇敬に対する禁令とその例外根拠を提示し、その上で、聖性の評判のうちに死去した者の列聖手続きは、禁令が守られていることの確認を経ずして開始してはならない旨を言明する。裁治権者による手続きは、通常裁治権者である司教あるいは使徒座から委任を受けた者によって取り行われるが、まず列聖調査請願人^{p o s t u l a t o r}が神の僕について、聖性の評判と、聖人としての崇敬を受けていないこと、すなわち前述の教令が守られていることを確認し、裁治権者(司教)あるいは使徒座からの委任を受けた者に報告する。彼らもまた、神の僕について調査し、教令に違反がなかったことを確認し、その旨を宣言しなければならない。さらに、この報告が使徒座で確認されるために、訴訟の形で提起され、違反がなかったことが確認されると、使徒座から手続

³⁷ S. Ditchfield, *op. cit.*, pp. 210-212.

³⁸ J. Brosch, *op. cit.*, S. 7.

きを開始する権限が与えられることになる。さらに、この間に問題が生じた場合、裁治権者も使徒座から委任を受けた者も、独自に判断する権限を持たず、使徒座に指示を仰ぐよう義務づけられる。さらに、教令に違反があった場合には、すべてが無効とされることが述べられる。

最後に、この教令が禁令を繰り返す形で出された経緯の説明と、この教令に違反した場合の罰則³⁹、さらにこの教令を周知する方法について述べ、教令は締め括られる。

あらためて要点を確認する。第一に、使徒座から正式に列福あるいは列聖を受ける以前に、聖人に対するような崇敬があってはならなかった。第二に、列聖手続きを開始するためには、これが守られていること、すなわち事前に崇敬がないことの証明が必要となった。第三に、例外的に、教会の共通理解や記憶の及ばないほど古くからの伝統、教父や聖なる人々の著作、使徒座や裁治権者の承認や寛大によって称揚されている者たちへの崇敬は例外として認められることとなった。この点について、本教令自体では触れられていないが、以後の手続きでは例外的方法として承認を求める一つの手続き方法となる。通常の手続きが事前の崇敬がないことを証明しなければならぬのに対し、この例外的方法では、逆に百年以上の長期にわたって崇敬が継続的に存続してきたことを証明しなければならず、地方教会はこの証明に苦労を重ねることとなる⁴⁰。

³⁹ 違反行為を取り締まる側に裁治権者らとならんで異端審問官が数えられている点は目を引く。また、違反者への処罰については、罰金刑と並び身体刑についての言及があり、ポニファティウス8世の教令とそれを引いたトレント公会議の決議にも言及しつつ、「世俗の腕の助けを借りて *auxilio brachii saecularis*」との表現も異端に対する措置を連想させる。トレント公会議第25会期の決議第5章で、修道女の禁域の遵守と保護を謳った教皇ポニファティウス8世の *Periculoso* が引用されている。この教令は修道女の安全を脅かす者たちに対して、必要とあれば世俗の腕を利用すべきことを述べている。残念ながら、ポニファティウスの教令およびトレント公会議の決議について原文を見る機会が得られず、トレント公会議の決議（英訳）をWeb上で参照したのみである。http://www.documentacatholicaomnia.eu/03d/1545-1545_Concilium_Tridentinum_Canons_And DECREES_EN.pdf（最終閲覧日、2022年2月28日）

⁴⁰ 福者ヘルマン・ヨーゼフを事例に引きつつ、この問題を取り扱っているのがブロッシュの研究である。J. Brosch, *op. cit.*

この教令は、司教から最終的な決定権を奪いつつも列聖手続きに関与させる仕組みを確立したが、他方で、反対に崇敬が継続してきたことの証明を課す例外的方法も設けた。後者の措置は、最終的決定権を奪われた司教に今後も手続きに主体的に関わる機会を残したといえるのではないだろうか。

むすびにかえて

列聖手続きは教皇権の成立とともに現行の手続きへと発展したが、当初は教皇権が主導した制度ではなかった。むしろ教皇権の確立を後押しする潮流の中で発展したといえるだろう。13世紀に至って教皇権は列聖に対する独占的権限を掌握する。しかし、強い教皇権を望んだ時代の流れは間もなく変わる。萌芽的ながら主権国家が姿を現し、教会大分裂、公会議至上主義、教皇を頂点とする教会階層制の弛緩を助長した。そうした状況下では、教皇の普遍的な列聖権を認めつつも、各地の司教や教会組織が地方的崇敬に独自に対処したのも自然であったろう。

さて、宗教改革後、教皇権はトレント公会議を主導し、終結に導いたことで再生への道を歩み始める。教会階層制の再建は教皇と司教、中央と地方・周辺との関係の見直しを迫るが、聖人崇敬や列聖の問題としては、教皇が承認した普遍的崇敬と司教や宗教組織のもとで認められていた地方的・非公認の崇敬との調整が問題となった。こうした背景のもとにウルバヌス8世の本教令を置いてみるとどのように見えるだろうか。繰り返しになるが、教令が新たに定めた事前の崇敬を否定する通常の手続きでは、司教は最終的決定権を奪われつつも、手続きの開始に従事することとなった。また既存の崇敬を承認する例外的手続きは、困難な道ではあるが、司教（や在地の教会）に活動の余地を残したようにみえる。このように本教令は列聖における教皇権と司教権の関係を巧みに調整したように思われる。

教皇権が列聖手続きに関与するようになる以前から、聖人認定は異端や信仰の統制と関わってきたことは先にも述べたが、本教令においても、事前の崇敬の調査や、教令の遵守、違反に対する処罰など、所々に異端審問官が登場し、異端や信仰統制との関連は強く示されている。

こうして振り返ってみると、本教令はトレント公会議後の教会階層制の立て直しをはかる教皇権の成果として位置づけられるが、そこには普遍的列聖権への要求や信仰の統制といった列聖手続きの根底に横たわってきた問題が映し出されている。

さて、本教令は対抗宗教改革における一つの到達点を示す一方で、その後の手続きの出発点となっている点も無視できない⁴¹。ウルバヌス8世によって改革された手続きは教皇ベネディクトゥス14世(1740-58)⁴²による教義上・手続き上の整備を経て、1917年の『カトリック教会法典』へと流れ込み⁴³、ウルバヌス8世が定めた二つの手続きは、「表敬のない方法 *per viam non cultus*」と「表敬のある、あるいは特別な場合の方法 *per viam cultus seu casus excepti*」の形態をとった。

現行の『カトリック新教会法典』(1983)は列聖手続きに関する条文として第1403条を持つのみで、具体的な手続きは教皇特別法によるとしている。上述(注7)の通りこの特別法が使徒憲章「ディウィヌス・ペルフェクティオーニス・マギステル」にあたるが、さらに司教区での手続きに従事する者たちのために、教皇ヨハネ・パウロ2世(1978-2005)の承認の下、列聖省から「列聖手続きにおいて司教により行われるべき審問にて遵守されるべき規定 *Normae servandae in Inquisitionibus ab Episcopis faciendis in Causis Sanctorum*⁴⁴」が⁴⁵出された。「ディウィヌス・ペルフェクティオーニス・マギステル」により、列聖手続きに関する従

⁴¹ ウルバヌス8世以降、今日に至る手続きの歴史については以下を参照。H. Misztal, *op. cit.*, pp. 150-194.; Congregatio de causis sanctorum, *op. cit.*, pp. 175-180, 249-255.

⁴² 注28にも挙げたように、プロスペロ・ランベルティーニはベネディクトゥス14世として登位する以前、列聖手続きに長く従事し、その経験をもとに列聖手続きに関する大著 *De servorum Dei beatificatione et beatorum canonizatione* (『神の僕の列福と福者の列聖について』)を著した。本書は『カトリック教会法典』(1917)で手続きが規定されるまで、手続きのマニュアルとしての役割を果たした。H. Misztal, *op. cit.*, p. 153.

⁴³ これは、「ディウィヌス・ペルフェクティオーニス・マギステル」の冒頭で表明されているヴァチカン自身の認識でもある。*Acta Apostolicae Sedis*, 75 (1983), p. 350.

⁴⁴ *Acta Apostolicae Sedis*, 75 (1983), pp. 396-403.

来の法令はすべて破棄されたが⁴⁵、これら二つの文書において、事前の崇敬を認めないウルバヌス8世の措置はなおも維持されている⁴⁶。本教令は、事前の崇敬を承認する傾向の強かった手続きから、事前の崇敬を否定して始まる手続きへと、流れを変えた。まさしく列聖手続きの歴史における分水嶺をなす教令といえるだろう。

⁴⁵ とはいえ、聖性の証明に徳行・殉教や奇跡が求められることや、「司教区における（裁治権者による）手続き」と「使徒座における手続き」という二層的な構造（前者が占める重要度に変化はあるが）など、大きな枠組みについては変わっていない。

⁴⁶ いずれにおいても、司教による手続きが終了した段階で、事前の崇敬が存在しないことに関するウルバヌス8世の教令が守られていることへの宣言が義務づけられている。 *Ibid.*, pp. 352, 401.